

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約について

沖縄銀行は、2007年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するため指針」（政府指針）に基づき、お取引を開始する際にお客様に「反社会的勢力ではないことの表明・確約」を頂くことになっております。つきましては、下記の「反社会的勢力ではないことの表明・確約」をご確認のうえ、申込書の表明・確約印欄へご捺印をお願い致します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約

私（本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、現在および将来に渡り下記1の各号および下記2の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約し、自らまたは第三者を利用して下記3の各号のいずれかに該当する行為をしないことを表明・確約します。私は、この表明・確約に違反し、またはこの表明・確約に関する虚偽の申告が判明した場合には、この預金取引が停止され、または通知による預金口座が解約されても異議はなく、これにより私に生じた損害についても、貴行に損害賠償請求をすることはせず、いっさい私の責任とします。また、私がこの表明・確約に違反し、またはこの表明・確約に関する虚偽の申告をしたことにより、貴行に損害が生じた場合には、私はその損害の全額を賠償する責任を負います。

1. (1) 暴力団、(2) 暴力団員、(3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、(4) 暴力団準構成員、(5) 暴力団関係企業、(6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、(7) その他前各号に準ずる者
2. (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. (1) 暴力的な要求行為、(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為、(3) 取引に関して、脅迫的な言動し、または暴力を用いる行為、(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為、(5) その他前各号に準ずる行為

以上

### 非居住者円普通預金規定

#### 1. (通帳の発行)

この預金については、通帳の発行はいたしません。

お預かりの預金は「預金取引明細書（ステートメント）」に取引内容を記載し交付しますので「外貨預金取引明細帳（ステートメント綴り）」に綴込んで保管してください。

#### 2. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは当店に限り取扱います。

#### 3. (口座への預入れ)

- (1) この預金は、円貨により預入れできます。
- (2) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。
  - ①現金
  - ②手形、小切手等で直ちに資金化できるもの
  - ③為替による振込金
- (3) 取引店以外を支払場所とする小切手等の取立については、決済を確認した後受入れします。この場合、特に費用を要するときは当行所定の手数料をいただきます。
- (4) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (6) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金を取消します。

#### 4. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、円貨により払戻しできます。
- (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に提出してください。

#### 5. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を預入通貨単位とし、毎年3月と9月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れします。なお、利率は金

融情勢に応じて変更します。

#### 6. (手数料)

この預金の預入れ、または払戻しについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。

#### 7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 9. (成年後見入等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、預金者につき補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人後見人につき、補助・補佐・後見の審判が開始された場合には、直ちに成年後見入等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、預金者に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見入の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに預金者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 10. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの

権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第13条の第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条の第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 12. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当然依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (3) 日本国籍を有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期限その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店へ届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (5) 第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触の恐れが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は全4項に基づく取引等の制限を解除します。

#### 13. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当店に申出てください。

- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ②この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合

- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者につ

いて確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めに基づき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

- ⑤この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

- ⑥前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合

- ⑦上記④から⑥までの疑いがるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。A、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- D、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、の関与をしていると認められる関係を有すること

- E、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A、暴力的な要求行為

- B、法的な責任を超えた不当な要求行為

- C、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

- E、その他前各号に準ずる行為

- (4) 前2項および前項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(6) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

#### 14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)を記名押印(または署名)して、直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 16. (休眠預金等活用法に係る移動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取扱います。

(1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

(2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限

ります。)

(3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

① 公告の対象となる預金であるかの該当性

② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

#### 17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 前条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと当該支払停止が解除された日

② この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと当該手続きが終了した日

#### 18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

以上

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代って第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

#### 19. (顧客情報の取扱い)

法令、裁判手続その他の法的手続または当局の規制により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。

#### 20. (準拠法および管轄裁判所)

(1) この預金取引には、日本の法律、諸規定(金融および為替管理等に関する政省令、行政指導を含みます。)を適用します。

(2) この預金取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 21. (規程等の援用)

この預金取引に関し、規定に定めのない事項については、当行の規程、規則手続慣例等すべて当行の定めるところによるものとします。

#### 22. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

(3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。